七　原子力発電所の所在する市町村及びその周辺の市町村において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第七号によつて算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第九条第一項第八号によつて算定した額を控除した額

九　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第九号」とあるのは、「附則第九条第一項第九号」とする。

2　平成二十九年度に限り、第五条第一項第一号イの表第一号、第六号、第十一号及び第十三号並びに同項第一号ロの表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（平成二十八年熊本地震に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十四条　平成二十九年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［削る］

一　平成二十八年熊本地震の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第十二条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二　平成二十八年熊本地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

三　平成二十八年熊本地震により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　平成二十八年熊本地震のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

2　平成二十九年度に限り、第四条第一項第一号の表第十六号の規定は、平成二十八年熊本地震については、適用しない。

（平成二十八年熊本地震に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十五条　平成二十九年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［削る］

七　原子力発電所の所在する市町村及びその周辺の市町村において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第七号によつて算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七（国の補助金又は交付金を受けて施行する事業に係る額にあつては〇・八）を乗じて得た額から附則第九条第一項第九号によつて算定した額を控除した額

九　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第九号」とあるのは、「附則第九条第一項第九号」とする。

2　平成二十九年度に限り、第五条第一項第一号イの表第一号、第六号及び第十一号並びに同項第一号ロの表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（平成二十八年熊本地震に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十四条　平成二十九年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　熊本県について、第二条第一項第一号の表第五号二の表に規定する算定方法に準じて算定した額から附則第十二条第一項第一号によつて算定した額を控除した額。この場合において、同表中「一七、六〇〇円」とあるのは、「二九、六〇〇円」と読み替えるものとする。

二　平成二十八年熊本地震の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第十二条第一項第三号によつて算定した額を控除した額

三　平成二十八年熊本地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

四　平成二十八年熊本地震により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

五　平成二十八年熊本地震のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

2　平成二十八年度に限り、第四条第一項第一号の表第十六号の規定は、平成二十八年熊本地震については、適用しない。

（平成二十八年熊本地震に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十五条　平成二十八年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　附則第十三条第一項第一号の市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の表の規定に準じて算定した額から附則第十三条第一項第一号によつて算定した額を控除した額。この場合において、同表中「二三、五〇〇円」とあるのは「三〇、〇〇〇円（平成二十八年総務省告示第四百二十号により告示した団体にあつては、二八、六〇〇円）」と、「一六九、四